

総 会 議 事 録

令和3年1月

令和3年1月14日(木)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和3年1月14日(木)
開 会 午前9時33分、閉 会 午前10時08分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 宇野 由美子、今中 睦美、和久田 二三代、関野 掲司、宮崎 健治
宮崎 正之、山田 正明、松本 聡、吉田 雅典、吉田 進
小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

13名

欠席 久保添 公哉 1名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、糸井 久和、和田 隆
瀬戸 享明、溝口 喜順、荻野 雅章

8名

欠席 平野 信也、垣根 敏孝 2名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- | | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について |
| 日程第3 | 議案第2号 非農地証明交付申請の承認について |
| 日程第4 | 議案第3号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について |
| 日程第5 | 議案第4号 農用地利用配分計画に係る意見について |

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から令和3年1月定例総会を開催いたします。遅れましたが御挨拶を、改めまして皆さん新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいいたします。

皆さんも御存知のとおり昨日京都府にも緊急事態宣言が出まして宮津市にも少しずつ感染者が出ております。本日この後予定されておりました「農業者年金

制度に係る研修会」も予防対策の一環として延期することとさせていただきます。皆様また御家族様におかれましてもなお一層の予防対策の徹底をお願いいたします。時間が長くならないように早速始めさせていただきます。円滑な議事に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。本日の出席者は24名中21名です。欠席は久保添委員、平野委員、垣根委員の3名です。溝口委員は先程到着されましたので間もなくみえると思います。よって総会は成立いたします。

それでは、日程第1議事録署名委員の指名を行います。吉田進委員、小山委員をお願いいたします。

次に日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いいたします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。資料の3頁を御覧ください。議案第1号です。議案の番号につきましては暦年で更新されますので、令和3年になりまして最初の総会ということで第1号となります。

「農地法第3条の規定による、許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。3件ございます。

1番です。農地の所在は 大字中津小字獅子谷下※※番、登記簿地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様です。申請事由は遠隔地で生活しているため当該農地を営農できないためです。譲受人は※※にお住まいの※※様です。申請事由は譲渡人に依頼され当該農地を引き受け、農業経営を拡大するためです。譲受人の経営農地の下限面積の要件でございますが、※※aと30aに足りておりませんが、この後議案第3号で届出されております譲受人の利用権設定※※㎡を加えますと※※aとなり要件を満たすこととなります。

2番です。農地の所在は大字中津※※、登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様です。申請事由は病気により耕作できなくなったためです。譲受人は※※にお住まいの※※様です。申請事由は農業経営を拡大するためです。

3番です。農地の所在は大字外垣小字大根※※ほか2筆、登記簿地目は田、面積は3筆で合計※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様です。申請事由は高齢による農業経営の規模縮小です。譲受人は同じく※※の※※様です。申請事由は農業経営を拡大するためです。

具体的場所につきましては4頁から6頁に地図を添付しております。4頁の中津小字獅子谷下につきましては、獅子、中津間の府道沿い、グラウンドゴルフ場「遊友」の近所になります。

5頁に移っていただきまして、同じ中津でございます。銀丘団地を海側へ降り

た市道沿いとなっております。

6 頁に移っていただきまして外垣になります。養老の府道沿いにあります、せんごく営農組合事務所を挟む格好で申請の農地が所在しております。

次に7頁、8頁に現地の写真を添付しております。7頁の1番が中津獅子谷下の写真となります。申請は1筆でございますが、写真のとおり2枚の田に整備され適正に管理されております。手前の隣接する農地が写っておりますが、この農地につきましても今回の譲受人の※※様の農地となっております。

下の2番です。写真のとおり住宅地の一角の農地となっており、畑に隣接した奥側が今回の譲受人、※※様の住宅となっております。

8 頁に移っていただきまして、雪で確認しづらいですが上側がせんごく営農組合の裏側の農地2筆となります。下側の写真が府道を挟んで事務所の前側、山側になります。利用の計画は水稻の苗を栽培することとなっております。

9 頁から 11 頁にかけて許可申請に係る調査書を添付しております。9 頁が中津獅子谷下についてです。調査書では、所有する農地を適正に管理しているか、農業従事時間は十分か、地域の周辺農地との調和は取れているか、など各項目につきましても確認を行っております。下限面積につきましても、先程の説明にもありましたがこの後に出てきます利用権設定分を加えた※※ a で判断しております。12 月 28 日地区担当の宮崎正之委員、宮前推進員に立会いをお世話になり、現地を確認しております。

10 頁につきましても、中津の住宅地内の農地についてですが、調査書の最初にあります第2項第1号の所有する農地を適正に管理しているかという項目に対し所有地に耕作されていない農地があることが判明しましたが、非農地申請を行うことにより放棄地を解消することとしております。12 月 28 日地区担当の宮崎正之委員、宮前推進員に現地立会いをお世話になり、各項目につきましても同様に確認を行っております。

11 頁、※※様の譲受分です。上から2番目の第2項第2号につきましても、譲受人が法人ということになりますが、※※が農地所有適格法人であることを確認しております。12 月 25 日地区担当の細井委員、垣根推進委員に立会いをお世話になり現地確認を行っております。議案第1号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連しまして、担当委員から補足説明をお願いいたします。1番2番については宮崎正之委員、3番については細井委員よりお願いいたします。

〔宮崎正之委員〕 1番の案件につきましても、去る12月28日事務局及び宮前推進委員同行で現地確認を行いました。事務局の説明のとおり今回の譲受人の※※様は

隣接する農地の所有者であり適正に管理されていると認められましたので、今回の申請については問題ないものと判断いたしました。

次の2番の案件についてですが、1番と同日12月28日事務局及び宮前推進委員同行で現地確認を行いました。今回の譲受人の※※様は、事務局の説明にもありましたが申請の農地に隣接する住宅にお住まいで、この農地を自分の所有地であると誤って認識され以前から自分の農地として耕作されておりました。

地積調査の際、所有者は自分ではないことが判明したことから正式に名義変更を行うため今回の申請に至ったものであり問題ないものと判断いたしました。

〔細井委員〕 先月12月25日、私と垣根推進委員及び事務局2名により申請に基づいた確認を現地で行っております。添付されております資料のとおり間違いのないことを認めました。報告は以上です。

〔関野会長〕 これより議案第1号について審議に入ります。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第1号については許可してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第1号については許可いたします。次に日程第3、議案第2号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼します。資料の12頁を御覧ください。議案第2号です。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人により非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。5件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字大垣小字深田※※、登記地目は田、面積は※※㎡です。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成元年頃から耕作していないということです。

次2番です。土地の所在につきましては大字柳縄手※※、登記地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましてはこちらも昭和56年頃から耕作していないということです。

次3番です。土地の所在につきましては大字波路※※、登記地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は※※にお住まいの※※様ほか5名です。非農地の事由につきましては昭和48年3月14日頃に住宅が新築されてから耕作していないという

ことです。

次4番です。土地の所在につきましては大字上司小字下山※※ほか2筆、登記地目は田ほか2筆が畑、面積は合計で※※㎡です。所有者は※※にお住まいの※※様ですが亡くなっておられるため相続人※※様からの申請となっております。非農地の事由につきましては平成15年頃から耕作していないということです。

なお、この土地につきましては先程の第1号議案にありました3条申請の譲受人の※※様所有の放棄地であり、新たに農地を譲り受けられるに当たり非農地申請されました。

次5番です。土地の所在につきましては大字漁師※※、登記地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成9年7月4日から納屋が建っており耕作していないということです。

具体の場所につきましては14頁及び18頁に地図を添付しております。14頁ですが1番の大垣についての場所を示しております。位置的には府中公園から日置に進んだ国道178号線沿いのマリクラブ海族の駐車場の奥となっております。15頁は2番の柳縄手の案件ですが、市役所から滝馬側へ進み大手川を挟んだ宮津小学校の向かいになります。16頁が波路の案件となります。波路公民館近辺の沿岸に位置しております。17頁になります。上司の案件ですが、申請の3筆とも市民球場下の鉄道沿いとなっております。18頁です。漁師の案件です。宮津ふれあい朝市から国道を隔てた向かい側になります。申請地は民家に囲まれており人目に付かない場所となっております。

19頁及び20頁に現地写真を添付しております。19頁の上が大垣の案件になります。この周辺は、以前、赤枠で囲まれた申請地と同様に一面ススキが群生していましたが、順次、非農地申請され造成されております。今回の申請地は周囲の造成部分が非農地申請される際、申請が漏れ周囲から取り残されていたものが今回の申請となっております。中段です。2番の柳縄手の案件です。赤枠で囲まれた申請地の手前が、大きな屋敷の跡地となっております。屋敷跡地と農地が塀に囲まれており、この屋敷の家庭菜園的な造りとなっております。現状は写真のとおりススキ、背高泡立草が群生しております。下段の3番です。波路の案件です。写真の赤枠のとおり手前の空き地を含め住宅の敷地が申請地となっております。転用許可と受けずに住宅を建ててしまい現在に至ったということです。現在は空き家となっております。続きまして、20頁を御覧ください。上段及び中段が4番の上司の案件です。積雪により確認し辛いですが、周囲一帯にススキ、背高泡立草が群生しております。下段ですが5番の漁師の案件となります。住宅に囲まれ写真に写っております古い納屋の敷地の一部が申請の土地となっております。議案第2号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いします。1番は吉田雅典委員、2番と5番は今中委員、3番は久保添委員、4番は宮崎健治委員からそれぞれお願いします。

〔吉田雅典委員〕 1番の案件につきまして去る12月25日、事務局及び和田進委員同行で現地確認を行いました。申請された土地につきましては、19頁の写真のとおり周囲が既に非農地として認定され造成工事が進んでおり真ん中に取り残された感じであります。申請地自体もススキが群生しており農地として利用することは困難であると思いました。以上により非農地であると判断させていただきました。以上です。

〔関野会長〕 次に今中委員をお願いします。

〔今中委員〕 2番の案件につきまして去る12月25日、小西事務局長、内藤主任、酒井進委員と私で現地確認を行いました。場所は周りが住宅街です事務局の説明のとおり広い屋敷の中の農地だったと思われまます。既に荒れ果てており非農地となっても問題ないかと判断いたします。

次に5番の案件ですけれども家に囲まれた薄暗い所でしかも建物が建っておりまして、この建物自体もかなり傷んでおりまして耕作されていないことも明らかです非農地となっても問題ないものと考えております。よろしく願いいたします。

〔関野会長〕 次に波路の案件についてお願いします。

〔酒井委員〕 波路の所でございます。12月25日事務局、久保添委員と私とで現地確認を行いました。現地の状況、あるいは周囲の状況を見まして非農地もやむを得ないという判断に達しております。以上です。

〔関野会長〕 4番宮崎委員をお願いします。

〔宮崎健治委員〕 4番の上司の案件につきまして、去る12月28日事務局及び宮前推進委員同行で現地確認を行いました。現地の写真は20頁になります。積雪により写真での確認が困難ですが、申請地を含めこの辺一帯はススキ、雑草が群生して原野化しており歩くことも困難は場所になっております。周辺では耕作放棄地も目立ち今後耕作される見込みのないことから耕作することは極めて困難であると判断し、非農地とすることについては止むを得ないと思いました。以上です。

〔関野会長〕 それではこれより議案第2号につきまして質疑に入ります。質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め議案第2号につきましては承認してもよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは2号については承認いたします。次に日程第4議案第3号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします

〔内藤主任〕 議案第3号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」21頁及び22頁に一覧を掲載しております。資料により御確認ください。

このうち21頁の最初の1番の地番につきまして※※-Aと表記されておりますが、これは※※番の農地※※㎡中、※※㎡のみを利用権設定したということから農業委員会の台帳では便利上※※番の農地をAとBに分けております。

裏面の22頁の中段の5番につきましてですが、先程の第1号議案にありました、3条申請の譲受人、※※様が借受けされる農地で、この※※㎡を加えることで3条の下限面積30aの条件を満たすこととなっております。またその下の6番ですが、この次の議案4号中間管理機構を介した農地の貸借であります農用地利用配分計画と関連した利用権設定となっております。この関係で借受人が一旦中間管理機構であります京都府農業会議となっております。公告日は1月22日となります。議案第3号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第3号につきまして質疑に入ります。質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

〔和田委員〕 これにつきして3番、4番の※※さん分については、保留をしてはどうかと考えております。と言いますのは、前に※※さんの借りられた土地が横に有りますが、そこは重機が歩いた後も何もしていない。また、オリーブの木を抜いたら抜きっぱなしで後始末が何も出来ていない。一応そういった形のものがかっちり話が着いてから、またこの※※さんが息子さんみたいですから、そういう形のものがないで、どんどんこういう隣を借りるといのは腑に落ちないということです。農業委員会の方から「きちっとしたら貸してもいいよ。」とか何か

お話しをしていただかないと、このまま放つときますとやりっ放しという形になりますよね。里道はユンボで歩いてはその後整地してない、抜いたら抜きっぱなし、ちょっとあまりにも酷いような気がしますけど。よろしくをお願いします。

〔関野会長〕 これにつきまして事務局より何か説明等ありますか。

〔内藤主任〕 ただ今の御意見につきましては、借受人の※※様が※※様の親族に当たり、この※※様の農地経営に問題があるので今回の利用権設定の対象農地も同じことが懸念されるといった内容だったと思います。

この件につきましては※※様と※※様が義理の親子関係にあることは事実でございますが、農業経営者として別々の個人として登録されておりますので、※※様が関わることにつきましては憶測の域でありますので今回の利用権設定につきましては※※様は切り離して考えております。ですが先程の御意見につきましては懸念も完全に否定は出来ませんので、この農地に限らず全ての農地を対象として、適正に管理が行われているかどうか状況の把握に努め、問題があれば指導、場合によっては勧告などの対応を行う必要があると考えております。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ほかに御意見、御質問はありますか。

〔宮前委員〕 先程の話とは違うのですが、利用権設定は農振地、農用地でなくても設定出来るのか教えていただきたい。

〔小西事務局長〕 利用権設定につきましては基盤強化法に基づきまして農振地、農用地以外でも設定出来ることになっております。

〔関野会長〕 ほかに御意見、御質問はありますか。先程の件につきまして和田委員よろしいでしょうか。

〔和田委員〕 はい。

〔関野会長〕 ほかに御意見、御質問はありましたらお願いします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め議案第3号につきましては決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第3号については決定とします。次に、日程第5、議案第4号「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 23頁を御覧ください。議案第4号「農用地利用配分計画に係る意見について」です。農地中間管理機構を介した農地の貸借となっております。

農地中間管理権の設定についてですが、先程の22頁の下段の6番がこれに関連しております。最初に土地の所有者であります※※様が中間管理機構であります京都府農業会議と利用権を設定します。次に23頁にあります中間管理機構から耕作者となられる※※様に利用権が設定され、議案第4号の農用地利用配分計画となります。対象の農地は、大字石浦小字大迫※※ほか1筆、登記地目はいずれも山林、面積は合計で※※㎡、賃借料は無償で契約期間は10年となっております。当該農地でオリーブを栽培される計画です。議案第4号に係る説明は以上となります。御審議の上、御意見を賜われますようよろしくお願いいたします。以上です。

〔関野会長〕 これより議案第4号につきまして質疑に入ります。質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

〔宮前委員〕 登記の地目が山林なのに利用権設定が可能なのかどうか教えていただきたい。

〔小西事務局長〕 農地法では現況で確認することとなっております。現況主義でございます。したがって現況畑にしていきますということで開墾されていく、以前もみかんが植っていたということを知っております、ということから判断させていただきます。可能ということでございます。

〔関野会長〕 宮前委員よろしいでしょうか。

〔宮前委員〕 了解しました。

〔関野会長〕 ほかにございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め議案第4号につきましては意見なしとすることとしてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第4号については意見なしとします。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後のページに先の役員会で行われました先決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 揚司

委 員 吉田 進

委 員 小山 有美恵

記 録 者 小 西 正 樹